

不渡情報の安全管理に係る基本方針

当組合では、個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する保護（平成15年法律第57号）等の関係法令等（以下、法律といいます。）を遵守して以下の考え方に基づきお客様の不渡情報を厳格に管理するとともに、その正確性・機密保持に努めます。また、本基本方針等につきましては、内容の適宜見直し、改善してまいります。

当組合は、本基本方針を当組合のインターネット上のホームページに常時掲載（又は、窓口等に掲示（備付ける））することにより、公表します。

1. 不渡情報

不渡情報とは、当組合が東京手形交換所（以下、交換所といいます。）に提供する不渡届、交換所から参加銀行に通知される不渡報告および取引停止報告に掲載された情報（不渡に係る組合内のデータを含みます。）ならびに当組合による取引停止処分者照会センターへの照会によって取得した情報をいいます。

2. 不渡情報の安全管理措置に関する方針

当組合では、取扱う不渡情報の漏洩・減失等の防止その他の不渡情報の安全管理のため、組織的安全管理措置、技術的安全管理措置を講じ、適正に管理します。

また、役職員には必要な教育と監督を、業務委託先に対しては、不渡情報の安全管理が図られるよう必要かつ適切に監督に努めます。

3. お客様からの開示、訂正、削除、利用停止のご請求

（1）開示のご請求

お客様からの不渡情報についてご本人またはその代理人から所定の手続により開示請求があった場合には、東京手形交換所がこれに応じ、ご回答いたします。

（2）訂正または削除もしくは利用停止のご請求

お客様から不渡情報の内容が事実でないという理由によって不渡情報の内容の訂正又は削除もしくは利用停止を求められた場合には、遅滞なく事実の確認等の調査を行い、その結果、訂正または削除もしくは利用停止が必要と判断されるときは、東京手形交換所規則等の定めに従い、東京手形交換所に対して訂正または削除もしくは利用停止の手続を行います。

なお、これらのご請求に当たっては、個人情報情報の重要性に鑑み、ご請求者（代理人含む）の本人確認をさせていただきます。ご請求手続の詳細および請求用紙が必要な場合は当組合窓口までお申出ください。

4. ご質問・相談・苦情窓口

当組合では、お客様からのご質問等に適切に取り組んで参りますので、不渡情報の取扱等に関するご質問等につきましては、以下の窓口にお申出ください。

総務部 TEL 5687-2640

FAX 3865-5097